

第 7 期福生市地域福祉計画素案の概要について

計画策定の背景と趣旨 (P2)

高齢化・人口減少が進行する中、地域のつながりの希薄化に加え、ひきこもり、8050 問題、ヤングケアラーをはじめ、複雑化・複合化するニーズへの対応も重要な課題となっています。このような中、社会福祉法の改正により、重層的支援体制整備事業が新たに創設され、市町村の包括的な支援体制の構築の支援が明記されました。

福生市においては、これまでの施策の評価と課題、福生市の福祉を取り巻く情勢を踏まえ、「第 7 期福生市地域福祉計画」を策定します。

計画の位置づけ (P3)

福生市の課題や福祉を取り巻く情勢を踏まえ、「第 7 期福生市地域福祉計画」を策定します。「福生市地域福祉計画」は、社会福祉法第 107 条に基づく市町村地域福祉計画です。地域生活課題を踏まえながら、「目指す地域の姿」を明らかにするとともに、その実現のために向けた地域福祉を推進するための目標を設定し、目標の達成のための体制・組織、仕組みや資源の整備を定め、計画的に進めることとします。

第 7 期福生市地域福祉計画に包含する計画について (P3～)

地域福祉計画が福祉分野の上位計画として位置づけられていることを踏まえ、地域福祉計画が目指す地域共生社会の実現に向けた取組を一体的に推進するため、次の計画を包含することとします。

- ・福生市重層的支援体制整備事業実施計画
- ・福生市成年後見制度利用促進基本計画
- ・福生市再犯防止推進計画
- ・福生市バリアフリー推進計画

計画の期間 (P9)

令和 8 年度から令和 12 年度までの 5 年間とします。

計画策定の体制 (P10～)

- ・市民や地域の実態を把握し、計画に反映するため、基礎調査（アンケート調査及びヒアリング調査）を実施しました。また、計画に対するパブリックコメント（意見募集）を実施します。
- ・さまざまな立場の人々の意見を反映するよう、公募委員を含む市民、関係団体、事業者と、市及び関係機関の参加による「福生市地域福祉推進委員会」で協議・検討しました。
- ・庁内関係課の課長職で構成する「福生市福祉連携会議」及び係長職で構成する「作業部会」を設置し、協議を行うとともに、各施策を所管する関係課への調査・ヒアリング・調整を行いました。

福生市の地域福祉を取り巻く現状 (P13～)

統計データに基づく現状 (P13～22) 及び基礎調査等から見る市民意識 (P23～48) にて、高齢者、障害者、子ども、生活困窮に加えて、権利擁護や再犯防止等、地域福祉に関わる統計データや市民意識の結果を掲載しました。

策定に関する課題（P49～）

統計データや基礎調査の結果を基に、計画策定に際する地域福祉推進のための課題をまとめました。

(１) 地域活動を担う人材の不足	(４) 相互理解の促進	(７) 生活上の様々な脅威や不安の高まり
(２) ボランティア活動の機会の不足	(５) 権利擁護等についての認知不足	(８) 地域課題の複雑化
(３) 地域のつながりの希薄化	(６) 犯罪を繰り返さないための地域づくり	(９) 情報の散在化・アクセシビリティの向上

第7期福生市地域福祉計画の体系（P52～）

- ・基本理念の実現に向けて、３つの基本目標を設定しました。
- ・３つの基本目標を体系的に推進するため、基本目標ごとに３～４つの施策の方向性を設定しました。

【包含する4つの計画の位置づけについて】

- ・重層的支援体制整備事業実施計画は、基本目標と共に基本理念の実現を目指すものとして位置づけました。
- ・成年後見制度利用促進基本計画及び再犯防止推進計画は、施策の方向性そのものを計画として位置づけました。
- ・バリアフリー推進計画は、現行の第4期福生市バリアフリー推進計画が掲げる3つの基本目標（心、施設等、情報のバリアフリー）の推進に資する施策を、本計画の関連する各施策の方向性を推進するための「主な施策」の中に位置づけました。

【体系図】

基本理念 すべての人が、 住み慣れた地域の中 で安心して明るく 心健やかに暮ら せる、人と人とのつ ながり・支え合いの あるまちづくり	福生市重層的支援体制整備事業実施計画（P63～80）	
	基本目標	施策の方向性
	基本目標 1 地域の支え合い・ 担い手づくり （P82～91）	（１） 地域に目を向け参加・参画する人の 増加 （２） NPO・ボランティア活動等の支援 （３） 地域の活動基盤の充実 （４） 人権尊重と心のバリアフリーの推進 （福生市バリアフリー推進計画）
	基本目標 2 安心して住み続け られる地域づくり （P92～105）	権利を守るための支援 （１） 【福生市成年後見制度利用促進基 本計画】 （２） 犯罪や非行から立ち直るための支援 【福生市再犯防止推進計画】 （３） 安全安心な地域づくりの推進 （福生市バリアフリー推進計画）
	基本目標 3 適切な支援につな げる体制づくり （P106～113）	（１） 総合的な相談支援体制の充実 （２） 情報提供体制の充実 （福生市バリアフリー推進計画） （３） 地域福祉の推進体制の強化

計画の推進体制（P59～）

地域住民、関係機関、行政等が協力し、効果的に地域福祉を推進するための地域の範囲として、「圏域」を設定します。また、各主体の役割も示します。

計画の進捗管理（P62）

- ・毎年度、PDCAサイクルに基づいて進捗管理を行います。
- ・施策の方向性ごとの「指標と目標値」の結果及び施策の実施結果を踏まえ、福生市地域福祉推進委員会において評価を行い、進捗状況の確認や必要な課題を把握します。Action（見直し・改善）においては、Check（点検・評価）を踏まえて、必要に応じて施策の見直しや改善を行います。

各論Ⅰ（福生市重層的支援体制整備事業実施計画）（P63～）

計画の構成と、社会福祉法に規定する「盛り込むべき事項」について、次のとおり整理しました。

【重層的支援体制整備事業実施計画の構成】

計画の構成		盛り込むべき事項
第1章 重層的支援体制整備事業について（P64～）		
1. 重層的支援体制整備事業の概要	・「3つの支援の柱」と「2つの機能」の5事業を、重層事業として位置づけ ・5事業それぞれの提供体制を記載	・事業全体の実施目的、基本方針 ・各事業（※）の提供体制 ・関係機関間の一体的な連携に関する事項
2. 重層的支援体制整備事業における役割	・重層事業がもたらす効果について説明	
3. 基本方針		
第2章 重層的支援体制整備に向けた取組（P72～）		
1. 包括的相談支援体制の構築 包	・重層的支援体制を整備するための具体的な取組を、4つに大別 ・各取組の【方向性】と【具体的な取組】を示す	・事業目標
2. 地域福祉コーディネーターの配置と活用 包参地の参		
3. 包括化・重層化による 伴走支援 包の参		
4 福祉分野を超えた参加支援・地域づくり 参地		

（※）包括的相談支援事業（包）、参加支援事業（参）、地域づくりに向けた支援事業（地）、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業（の）、多機関協働事業（参の参）

各論Ⅱ（基本施策）（P81～）

- ・ 施策の方向性ごとの構成は、現行計画をおおむね踏襲しています。
- ・ 基本目標に掲げる施策の方向性ごとに、具体的な取組を選定し、達成状況を測るための「指標」として設定しました。また、計画期間終了までに達成すべき数値を「目標値」として設定しました。

【施策の方向性ごとの構成】

- ・ 今後の方向性
- ・ 各主体が取り組むこと（市民（地域住民）、地域、行政）
- ・ 指標と目標値
- ・ 主な施策

【施策の方向性の内容】

	施策の方向性	内容
基本目標 1	（１）地域に目を向け参加・参画する人の増加（P82）	市民が地域でできることに取り組むことができるよう、地域福祉の活動に関する積極的な情報発信を行います。
	（２）NPO・ボランティア活動等の支援（P84）	NPO・ボランティア活動等の活性化につながるよう、活動支援を行います。
	（３）地域の活動基盤の充実（P86）	地域における交流の機会や拠点となる居場所づくりを通じて、一人ひとりが孤立しないような環境づくりに取り組みます。
	（４）人権尊重と心のバリアフリーの推進（P88）	多様な人々に対する理解を深めるために、学校や地域における福祉教育に取り組みます。また、安心して日常生活や社会生活を送れるよう、「心のバリアフリー」の普及・啓発を行います。
基本目標 2	（１）権利を守るための支援（P92）	地域で安心して暮らし続けることができるよう、成年後見制度の利用促進をはじめとする権利擁護支援を推進します。
	（２）犯罪や非行から立ち直るための支援（P98）	犯罪をした人などが、地域で安定した生活を送ることができるよう、必要な保健医療・福祉サービスの利用支援に取り組みます。
	（３）安全安心な地域づくりの推進（P102）	災害時の支援の体制構築、防犯体制の強化やバリアフリー化を推進により、安心して生活できる地域づくりに取り組みます
基本目標 3	（１）総合的な相談支援体制の充実（P106）	適切な相談先につなげる仕組みや支援体制の構築、関係機関との連携強化に取り組みます。
	（２）情報提供体制の充実（P109）	地域福祉への関心を高めるための情報、福祉サービス等の情報発信や、市民の誰もが的確に情報を入手できるような情報提供体制整備に取り組みます。
	（３）地域福祉の推進体制の強化（P112）	地域福祉の発展に向けた推進体制の強化のため、地域における福祉サービスの質の向上や評価点検などに取り組みます。

資料編について

次の項目で構成。内容は作成中。

1. 用語解説
2. 福生市地域福祉推進委員会条例
3. 福生市地域福祉推進委員会委員名簿
4. 計画策定までの経過
5. 諮問書（写し）
6. 答申書（写し）
7. 法令（社会福祉法ほか）

該当箇所			修正・変更の内容	ページ
総論	第 1 章 計画の策定に当たって	1. 策定の背景と趣旨	・地域福祉計画策定に当たっての社会的状況や背景を詳述	2
		2. 計画の位置づけ	・地域福祉計画に含まれる各計画について、概要、法的な位置づけ、本計画内での位置づけ等を詳述 ・福生市総合計画に準じ、「SDGs との関係」を追記	3～4 7～8
		4. 策定の体制	・計画策定に当たり実施した基礎調査及び会議等を詳述	10～12
	第 2 章 福生市の地域福祉を取り巻く現状と課題	1. 統計データに基づく福生市の現状～3. 策定に関する課題	・「統計データに基づく福生市の現状」「市民調査の結果」を踏まえて「課題」を抽出する形に再構成 ・考え方の整理による課題（9）の文言修正（変更前） <u>福祉</u> 情報の散在化 【変更後】 <u>情報</u> の散在化・ <u>アクセシビリティの向上</u>	13～51
	第 3 章 計画の基本的な考え方	1. 基本理念	・本計画において基本理念実現のための重要な考え方となる「地域共生社会」に加え、「バリアフリーとユニバーサルデザイン」「合理的配慮」の考え方を追記	53～56
		3. 施策体系	・施策の方向性をイメージしやすくするための名称の変更（基本目標 2 施策の方向性（2）） （変更前） <u>再犯防止のための支援</u> 【変更後】 <u>犯罪や非行から立ち直るための支援</u> ・施策の方向性の考え方の整理による名称の変更（基本目標 3 施策の方向性（1）） （変更前）総合的な相談体制の充実 【変更後】総合的な相談 <u>支援</u> 体制の充実 （基本目標 3 施策の方向性（2）） （変更前） <u>福祉</u> 情報の提供体制の充実 【変更後】 <u>情報</u> 提供体制の充実	58
	第 4 章 計画の推進体制	1. 圏域の捉え方・各主体の役割～2. 計画の進捗管理	・地域福祉推進のための各主体の役割を先に記述するため、項目の順序を入れ替え ・「自助」「共助」「互助」「公助」の考え方を追加	59～62
各論Ⅰ	重層的支援体制整備事業実施計画		・各論Ⅰ全体を「重層的支援体制整備事業実施計画」と位置づけ、事業の概要、各主体の役割、体制整備に向けた取組を記載	63～80
各論Ⅱ	基本施策		・計画の進捗管理を行うための「指標及び目標値」を新たに設定。 ・「目標値」の設定に当たっては、関連する主な施策の近年の実績を考慮。 ・施策の方向性を推進するための「主な施策」について、所管課等への調査及びヒアリングを踏まえた見直しにより、加除や統合を実施	81～113

			・施策の方向性そのものを計画として位置づけているものについて、1つの計画として、当該分野について内容を掘り下げること、取組内容がより明確となるよう「コラム」「解説」を掲載 ▷基本目標2 施策の方向性（1）権利を守るための支援【福生市成年後見制度利用促進基本計画】(P94～96) ▷基本目標2 施策の方向性（2）犯罪や非行から立ち直るための支援【福生市再犯防止推進計画】(P101) ・現行の福生市バリアフリー推進計画で示している「バリアフリーの推進における福生市の考え方」を踏襲するため、施策の方向性の「今後の方向性」を補足する形で記載。 ▷心のバリアフリー（P88） ▷施設等のバリアフリー（P102-103） ▷情報のバリアフリー（P109）	
資料編			・現時点で掲載予定の資料（項目のみ）を記載	114 ～ 118